

佐八酒消組監第23号

令和3年11月30日

佐倉市八街市酒々井町消防組合

管理者 西田三十五様

佐倉市八街市酒々井町消防組合

監査委員 浅羽芳明

監査委員 御園生 浩士

令和3年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書  
の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により、令和3年度佐倉市八街市酒々井町消防組合の定期監査を執行したのでその結果報告書を同条第9項の規定により、別紙のとおり提出します。

## 令和3年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書

### 第1 定期監査の対象所属

消防本部警防課及び指揮指令課

### 第2 定期監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

### 第3 定期監査の実施日

令和3年11月25日（木）

### 第4 定期監査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

### 第5 定期監査の方法

定期監査資料として、帳票、帳簿及び書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的かつ効率的に行われているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査を行いました。

内容聴取については、それぞれの所属の所管事務事業の執行状況等について質疑応答の方法で行いました。

### 第6 定期監査の結果

#### 1 予算の執行状況

予算の執行状況は、適正であると認められました。

#### 2 事務事業の執行状況

主な事務事業の執行は、適正であると認められました。

#### 3 事務の処理状況

事務の処理状況は、おおむね良好であると認められました。

#### 4 留意及び改善を要する事項

(1) 各課の事務事業が適正に行われていることが確認でき、予算の執行並びに各事業の執行についても例月出納検査を実施していることから適正に処理されていきました。今後も厳しい財政状況のなかではありますが、効率的・効果的かつ安全性等の観点を踏まえた適正な事業運営及び予算執行をお願いします。また契約事務について、業務の特性上の理由で随意契約を行う場合は、法的根拠と客観的理由を明確にされ、引き続き透明性の確保に努めてください。

(2) 各課における現状の課題等については、それぞれ各課及び各関係機関等と連携を図り、組織的な消防力の向上に向けた、計画的な対応や整備、さらには将来を見据えた人材育成等に配慮した職場環境づくりを推進されることを要望します。

なお、職員の安全管理並びに健康管理に留意され、消防としての知識や技術に対する更なる育成等を行い、地域住民の安心安全のため尽力されるようお願いします。